

令和 年 月 日議決・専決

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 3 月 3 1 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町要綱第 2 4 号

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏の大学・大学院を卒業・修了した学生の佐用町内への移住を伴う県内就職を支援するため、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（以下「東京圏」という。）内の大学又は大学院を卒業・修了又は卒業・修了する見込みであり、佐用町に移住する見込みの者に対し、地方就職学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者要件)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表に規定する要件を全て満たす者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、内定先の企業が実施した採用面接に参加するために要した交通費（公共交通機関を利用した際に発生するものに限る。以下同じ。）の額（内定先の企業から交通費が支給される場合にあっては、当該交通費の額を控除した額）に相当する額とし、当該額に百円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前項の補助金の額の上限は、16,000円とする。

3 補助金の交付回数は、一人1回を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、当該交付を受けようとする年度の4月1日から2月末日までの間に、地方就職学生支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 内定証明書（様式第2号）
- (2) 在学証明書
- (3) 交通費の領収書
- (4) 本人確認書類
- (5) 第2条に規定する要件を満たすことを証する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、佐用町地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下、「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を書面により申請者に通知する。

(交付)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、

当該交付決定を受けた後、速やかに、佐用町地方就職学生支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による提出があったときは、第4条の規定による申請の日から3か月以内に、交付決定者に補助金を支払うものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 交付決定者は、交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、佐用町地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による再交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに佐用町地方就職学生支援事業交付決定通知書（再交付）（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

（交付決定の全部取消し及び全額返還）

第9条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部を取り消すことができる。ただし、内定先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りでない。

- （1）虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- （2）補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
- （3）補助金の申請日から1年以内に佐用町に転入しなかった場合
- （4）就業日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に兵庫県内の別の企業に就業する場合を除く。）
- （5）佐用町への転入日又は要件を満たす内定先の企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満に佐用町以外の市区町村に転出した場合

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、その全額について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（交付決定の一部取消し及び半額返還）

第10条 町長は、交付決定者が、佐用町への転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に佐用町以外の市区町村に転出した場合は、補助金の交付決定の一部を取り消すことができる。ただし、内定先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りでない。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、その半額について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(返還の特例)

第11条 交付決定者が、第9条第1項第5号又は前条1項に規定する場合において、佐用町から兵庫県内の他の事業実施市町へ転出したときは、第9条第2項及び前条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により返還すべき額の4分の3については返還を求めないものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

移住元に関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に所在するキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了する見込みであること。 (2) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に継続して在住していること。
移住先に関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 兵庫県内に所在する企業に就職することが内定していること。 (2) 令和7年4月1日以後に佐用町に転入したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、令和7年4月1日以後に佐用町に移住する意思を有していること。 (3) 地方就職学生支援金の申請時において、卒

	業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。 (4) 佐用町に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に就業先に関する要件を満たす企業等に就職し、佐用町に移住する意思を有していること。
就業先に関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 勤務地が兵庫県内に所在する企業等に、移住元に関する要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了する見込みであること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。 (3) 佐用町暴力団排除条例（平成24年佐用町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められるものでないもの。 (4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 (5) 交付対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
就業条件等に関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。 (2) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用

	であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。
その他の要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 佐用町暴力団排除条例（平成24年佐用町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められるものでないもの。 (2) 本人又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）であること。 (3) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。 (4) その他町長が補助金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。

(宛先) 佐用町長

地方就職学生支援事業補助金交付申請書

1 申請者欄

2 就職活動訪問先

3 移動経路（往復）

[illegible]

4 補助金の振込口座

振込先金融機関名	銀行 (金庫)		支店
金融機関・支店番号		口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

※ 本人名義の口座に限る。

管理コード (兵庫県及び佐用町使用欄)	
---------------------	--

<添付書類>

【全ての方】

- ・写真付き身分証明書 (提示により本人確認ができる書類)
- ・在学証明書 (卒業・修了学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・押印 (公印) すること)
- ・交通費の領収書
- ・就職先企業による証明書 (内定者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職意思の宣誓)
- ※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの
- ・移住元の住所を確認できる資料 (住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書 (卒業・修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出)、卒業・修了年度の複数月の公共料金領収書等)
- ・補助金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し (振込口座の情報が確認できるもの)

(様式第1号別紙1)

地方就職学生支援事業補助金交付申請に関する誓約事項

- 1 本要綱第8条の規定による報告及び立入調査について、佐用町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 補助金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に佐用町に転入しなかった場合：全額
 - (4) 補助金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合 (ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。): 全額
 - (5) 転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満に佐用町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に佐用町以外の市区町村に転出した場合：半額

(様式第1号別紙2)

兵庫県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

佐用町は、本要綱に基づく事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用するとともに、当該事業を協働して行う兵庫県に提供します。

また、佐用町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号（第4条関係）

内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所
	(※ それ以外の場所の場合、住所を記載してください)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(※ 交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は〇を記載してください。) 円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
勤務地に関する特記事項	(※ 勤務地限定型の採用の場合、その内容を記載してください。そうでない場合は記載不要です。)

年 月 日

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内定を承諾し、補助金を申請いたします。

申請者氏名： _____

年 月 日

様

佐用町長

印

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

補助金 _____ 円

（備考）

- 1 佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - ・申請日から1年以内に佐用町に転入しなかった場合：全額
 - ・就業日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）
 - ・転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満で佐用町以外の市区町村に転出した場合：全額（※）
 - ・転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に佐用町以外の市区町村に転出した場合：半額（※）

（※）補助金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

- 2 佐用町は、佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は立入調査を行います。報告又は立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第 4 号（第 6 条関係）

（宛先）佐用町長

請求年月日 年 月 日

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付請求書

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を請求します。

1 請求者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	印		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 交付請求額（交付決定額）

補助金	_____ 円
-----	---------

<添付書類>

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書の写し

様式第 5 号（第 7 条関係）

（宛先）佐用町長

申請年月日 年 月 日

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書再交付申請書

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

3 再交付申請の理由

--

管理コード（兵庫県及び佐用町使用欄） （求人管理番号または【起業】管理コード）	
--	--

年 月 日

様

佐用町長

印

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書(再交付)

佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

補助金 _____ 円

- 1 佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - ・申請日から1年以内に佐用町に転入しなかった場合：全額
 - ・就業日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)
 - ・転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満で佐用町以外の市区町村に転出した場合：全額(※)
 - ・転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に佐用町以外の市区町村に転出した場合：半額(※)

(※) 補助金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

- 2 佐用町は、佐用町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は立入調査を行います。報告又は立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--